

和歌山大学課外活動共用施設管理運営規則

制 定 昭和61年10月31日

最終改正 平成16年 4月 1日

(設置)

第1条 和歌山大学に、和歌山大学課外活動共用施設（以下「共用施設」という。）を置く。

(目的)

第2条 共用施設は、本学学生の課外活動に使用することを目的とする。

(管理及び運営)

第3条 共用施設の管理運営責任者は、学長とする。

(使用者の範囲)

第4条 共用施設を使用できる者は、本学が認めた課外活動団体及び学長が特に認めた者とする。

(規定の遵守)

第5条 共用施設を使用しようとする者は、この規則及び細則等で定められた諸規定を遵守しなければならない。

(使用許可)

第6条 共用施設を使用しようとする者は、あらかじめ、細則の定めるところにより、学長に所定の使用許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(施設保全義務)

第7条 共用施設の利用者は、施設、設備及び備品等の保全に努めなければならない。

2 共用施設の利用者が、故意又は過失により施設、設備及び備品等を破損し、又は亡失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(使用許可の取消及び使用の中止)

第8条 次の各号に掲げる場合は、共用施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

- (1) 利用者が、この規則及び細則等の諸規定に反した場合
- (2) 利用者が、共用施設の使用目的に反した場合
- (3) 学長が、共用施設の利用管理運営上支障があると認めた場合

(共用施設の事務)

第9条 共用施設に関する事務は、学生支援課が行う。

(雑則)

第10条 この規則で定めるもののほか、共用施設に関する細則は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和61年10月31日から施行する。

附 則（平成7年3月27日一部改正）

この改正規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月21日一部改正）

この改正規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第154号）

この改正規則は、平成16年4月1日から施行する。